

松浦市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月17日

松浦市監査委員 田中幹人

松浦市監査委員 橋本真一

令和7年度（後期）定期監査結果報告

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象 健康ほけん課・長寿介護課・子育て・こども課
農林課・建設課・都市計画課

3 監査の期間 令和7年10月16日～令和8年2月18日（126日間）

4 監査の範囲及び方法

監査の実施にあたっては、松浦市監査基準に基づき、令和6年度における財務に関する事務の執行等が、法令等に基づき適正かつ効率的に行なわれているか、あらかじめ提出を求めた関係資料等を検査照合し、必要に応じて担当職員からの説明を聴取するなどの方法により行った。

【共通事項】

- (1) 使用料に係る収入事務
- (2) 補助金事務
- (3) 委託料・使用料及び賃借料・修繕料に係る随意契約事務
- (4) 行政財産目的外使用許可状況
- (5) 現金等保管状況

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、計画的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (3) 調定及び納付書等は適正に作成されているか。
- (4) 契約書等関係書類は整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (5) 随意契約における理由及び見積徴取は適正か。また、1者特命随意契約の合理性は明確になっているか。
- (6) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (7) 補助金額等は、関係規程又は合理的な基準に基づいているか。

6 監査の結果

(1) 総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、次のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した事項については、必要な措置を講じるとともに、軽微な事項として口頭により指導し、記載を省略した事項にも留意の上、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 指摘事項等

監査基準に基づく指摘事項、指導事項の区分に際しては、同じような内容であっても繰り返し複数処理されている場合には、内部統制上の問題として指摘事項とし、図らずも起きた単発的な案件については指導事項に分類している。

ア 使用料に係る収入事務
適正に処理されていた。

イ 補助金事務

【指導事項】

補助金申請書の市記入欄の補助対象額を砂消しゴムで抹消した上に数字を記載していた。公文書の訂正は適正に処理されたい。

(都市計画課)

ウ 委託料・使用料及び賃借料・修繕料に係る随意契約事務

【指摘事項】

(ア) 前回指摘していたにもかかわらず、業務委託の契約において実施伺がないものが複数見受けられた。

(健康ほけん課)

(イ) 業務委託契約で、実施伺がないものが見受けられた。

(子育て・子ども課)

(ウ) 4月1日からの業務委託契約に係る実施伺の起案日及び決裁日が市議会閉会日の予算成立前の3月6日となっているものが見受けられた。

(子育て・こども課)

(エ) 公営住宅の修繕において、2者以上から見積書を徴した見積結果一覧がないものが複数見受けられた。会計事務の手引き「金額による修繕の取扱いについて」により適正に処理されたい。

(都市計画課)

(オ) 公営住宅の修繕において、期間を要する修繕の工程表がないものが複数見受けられた。会計事務の手引き「金額による修繕の取扱いについて」により適正に処理されたい。

(都市計画課)

【指導事項】

(ア) 業務委託の実施伺で、50万円以下の随意契約の根拠規定を「地方自治法施行令第167条の2第1項第6号」及び「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きにより」としていた。随意契約の根拠規定は同施行令第167条の2第1号であり、同規則第86条第4項ただし書きは1者見積徴取をもって足りるとする根拠規定である。関係法令を確認し、適正に処理されたい。

(健康ほけん課)

(イ) 業務委託の実施伺で、1者見積徴取理由を(公社)松浦市シルバー人材センターの高齢者雇用の観点からとしているが、「松浦市財務規則第86条第4項ただし書き」には該当しない。契約の性質又は目的その他やむを得ない理由を明記されたい。

(健康ほけん課)

(ウ) 業務委託の実施伺で、1者見積徴取とする根拠規定「松浦市財務規則第86条第4項ただし書き」の記載がないものがあった。

(長寿介護課)

(エ) 管理システムクラウド版使用料で、緊急性その他特別の事情がないにもかかわらず、口頭による見積書徴取としていた。

(長寿介護課)

(オ) 業務委託の実施伺で、松浦市財務規則第89条第2項第7号により見積書徴取省略としているため、1件当たりの単価の根拠を明記されたい。

(長寿介護課)

(カ) 契約締結日が4月1日の実施伺の決裁日が4月2日となっているものが見受けられた。

(子育て・こども課)

(キ) 業務委託で、管理技術者等決定通知書にある管理技術者の職務権限の適用条文が、委託契約書の条文と相違していた。

(建設課・都市計画課)

(ク) 前回指摘していたにもかかわらず、実施伺の随意契約方法の根拠規定を「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きにより」としていた。同項ただし書きは1人の者から見積書を徴することをもって足りるとした根拠規定である。関係法令に基づき適正に処理されたい。

(農林課)

(ケ) 賃貸借契約伺において、実施伺がなく契約締結の目的、必要性等の実施理由、契約相手方の選定理由に係る根拠規定が明記されていないため、契約の妥当性や契約に係る手続きが不透明である。

(農林課)

エ 行政財産目的外使用許可状況

【指摘事項】

(ア) 4月1日を許可日とした公有財産使用許可書の使用許可伺の決裁日が4月3日となっていた。また、起案文中、誤った単価の訂正がされていないもの、訂正印がないものが見受けられた。

(健康ほけん課)

(イ) 前回指摘していたにもかかわらず、行政財産目的外使用許可書の許可日が4月1日の決裁日が4月2日以降のものが相当数見受けられた。

(都市計画課)

【指導事項】

(ア) 使用許可日が4月1日付で交付されていたが、使用料算定根拠である土地評価証明書

の交付日が4月2日となっているものが見受けられた。

(農林課)

(イ) 行政財産目的外使用許可日が4月1日の使用料算定根拠である土地評価証明書の交付日が4月2日以降となっているものが複数見受けられた。

(都市計画課)

オ 現金等保管状況

概ね適正に保管されていた。